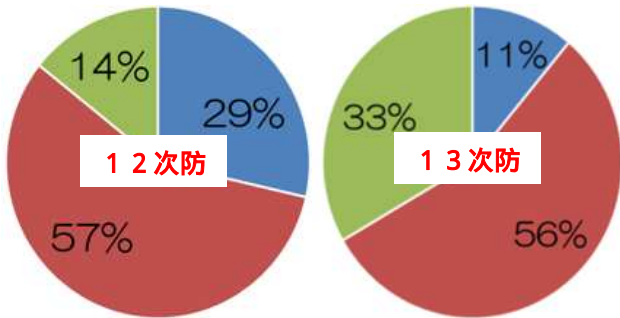


胆振から死亡労働災害を撲滅しよう！

室蘭労働基準監督署独自スローガン

現場力で築く だれもが安心して働ける**いぶり**

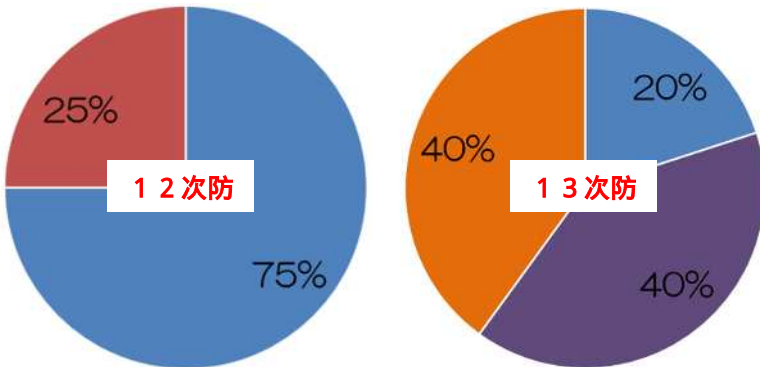
建設業では、10月から12月まで労働災害多発警戒月間です
死亡災害発生割合



着工期
追い込み期
特定期間以外

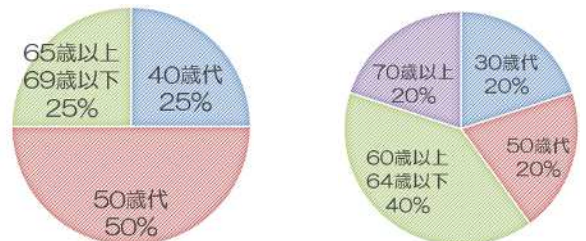
着工期 : 4月から6月までの期間
追い込み期 : 10月から12月までの期間
特定期間以外 : 1月から3月までと7月から9月までの期間

追い込み期における死亡災害（事故の型別）発生割合



墜落・転落
崩壊・倒壊
有害物等との接触
交通事故（道路）

追い込み期における死亡災害（年齢別）発生割合



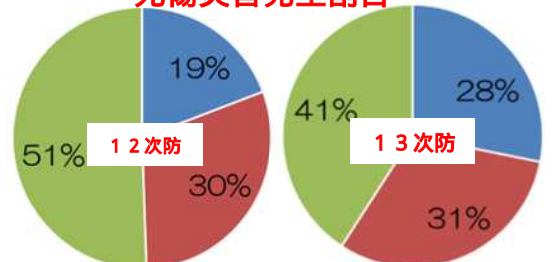
12次防とは平成25年から平成29年までの5か年における政府が掲げる労働災害防止計画期間
13次防とは平成30年から令和4年までの5か年における政府が掲げる労働災害防止計画期間

STOP！死亡労働災害 基本事項の徹底、特に近道行動や省略行為は厳禁です

当署管内では、建設業の追い込み期と呼ばれる、10月から12月にかけて死亡災害が多く発生しております。また死亡災害の多くが足場からの墜落・転落などといった建設業特有の三大災害が依然として発生し、その多くが50歳以上のベテランとなっている状況にあります。さらに休業4日以上死傷者の3割がこの期間において発生しています。いずれの災害も基本事項の不徹底や省略行為が原因となっています。

これから追い込み期を迎えるにあたり、皆様におかれましては、『**プロとして自ら不安全行動は起こさない、プロとして自ら災害を起こさない**』という認識のもと、基本事項の徹底をお願いします。

死傷災害発生割合



室蘭労働基準監督署 労働時間相談・支援班 行

「訪問支援」を希望される場合は、下記のいずれかの方法でお申し込みください。

本用紙に必要事項を記入してメール送信（折り返し担当者から連絡いたします。）

労働基準監督署の「労働時間相談・支援班」への電話又は窓口相談

連絡票

令和 年 月 日

事業場名	
代表者職氏名	
所在地	
電話番号	
担当者職氏名	
個別訪問の希望時期	
相談・支援を希望する内容等（支援希望がある場合は、下記項目に☑してください）	
時間外・休日労働協定（36協定）を含む労働時間制度全般 変形労働時間制などの労働時間に関する制度の導入 長時間労働の削減に向けた取組 労働時間などの設定の改善に取り組む際に利用可能な助成金 安全大会での講話依頼 その他、相談・支援を希望する事項	

送信先メールアドレス：0109houmen@mhlw.go.jp